

令和6年5月22日

介護保険法に基づく行政処分について

令和6年5月22日付けで、佐渡市が認可しているヘルパーステーション十季のあかり佐渡に対し、下記のとおり介護保険法に基づく行政処分を行いました。

記

1 事業所の概要

事業所名:ヘルパーステーション十季のあかり佐渡

事業所所在地:佐渡市青野334番地8

事業者:株式会社クローバー佐渡 代表取締役 山下 峰生

サービス種別:訪問介護、第1号訪問事業

2 処分内容

訪問介護及び第1号訪問事業の指定の一部効力停止「新規利用者の受入停止4か月」

〈令和6年5月27日(月)～令和6年9月26日(木)〉

3 処分理由

訪問介護事業所の訪問介護員以外の者(無資格者)が介護サービスを実施したにも関わらず、当該訪問介護事業所の訪問介護員が介護サービスを提供したように装って不正に介護報酬を請求した。

4 返還請求額

392,499円(内訳 返還額327,141円 加算額65,358円)

※不正請求を行い受領していた介護給付費及び第1号事業支給費を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき、当該返還金額に100分の40(介護給付費のみ)を乗じて得た加算額を請求する。

本件についての問い合わせ先

佐渡市役所社会福祉部高齢福祉課

担当:介護保険係 主任 本間寛子

電話(直通)0259-63-3790

